

議案第 15 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

### 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を

「第5章 補則（第16条・第17条）

附則」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中公務災害補償等審査会の委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会の委員長	日額	9,000円
同 委員	日額	9,000円

〈参 考〉

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>補則（第16条・第17条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 補則</p> <p><u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u></p> <p>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第17条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>補則（第16条）</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 補則</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第16条 略</p>

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
 条例の一部改正（附則第2項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																																				
<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等審査会の会長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>災害弔慰金等支給審査委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額		略			公務災害補償等審査会の会長	日額	9,000円	同 委員	日額	9,000円	災害弔慰金等支給審査委員会の委員長	日額	9,000円	同 委員	日額	9,000円	略			<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等審査会の会長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額		略			公務災害補償等審査会の会長	日額	9,000円	同 委員	日額	9,000円	略		
職名	報酬額																																				
略																																					
公務災害補償等審査会の会長	日額	9,000円																																			
同 委員	日額	9,000円																																			
災害弔慰金等支給審査委員会の委員長	日額	9,000円																																			
同 委員	日額	9,000円																																			
略																																					
職名	報酬額																																				
略																																					
公務災害補償等審査会の会長	日額	9,000円																																			
同 委員	日額	9,000円																																			
略																																					